静岡県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成29年12月4日

静岡県選挙管理委員会委員長 立 石 健 二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 62,018
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 487,613
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

	- •	1	
選挙	₹.	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡	19, 412	富 士 市 70,	9,012 掛 川 市 31,678
伊 東 市	20, 469	富 士 宮 市 36,	5,925 袋井市・森町 28,217
熱 海 市	11, 320	静岡市葵区 71,	,939 磐 田 市 45,691
伊 豆 市	9, 240	静岡市駿河区 58,	3,734
伊豆の国市	13, 893	静岡市清水区 68,	3,059 浜松市東区 35,131
函 南 町	10, 742	焼 津 市 38,	3,584 浜松市西区 30,278
三 島 市	30, 914	藤 枝 市 40,	9,531
清水町・長泉町	20, 240	牧之原市・吉田町 20,	,685
裾 野 市	14, 347	島田市・川根本町 29,	,824 浜松市浜北区 26,323
御殿場市・小山町	29, 373	御 前 崎 市 9,	9,100 浜松市天竜区 8,822
沼 津 市	55, 830	菊 川 市 12,	2,492 湖 西 市 16,144